



# 消費者相談室ニュース

## 健康食品の送りつけ商法の 新たな手口にご注意！

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」等と突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけるという商法が急増している中、新しい手口が広がっています。

最近では、商品とともに消費者の名前と住所が既にかかれた現金書留封筒を同封して送りつけ、その後電話をかけてきて、代金を郵送するよう消費者に指示する手口が見られます。指示する際には、業者は脅すような口調で支払いを迫り、怖くなった消費者は指示に従いお金を送ってしまいます。

**申し込んだ覚えのない商品が届いても、  
絶対にお金を支払わないでください！**

- 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう
- もし、商品が届いてしまったら…
  - ・断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合は、配送業者に「受け取りません」と拒否してください
  - ・電話で勧誘されて承諾してしまった場合、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます
- 困ったことがあれば、すぐに当相談室またはお近くの消費生活センターに相談しましょう
- 脅される等恐怖を感じる事があれば、警察にも通報しましょう
- 高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲の方が注意して見守りましょう

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。  
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

## 主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00  
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F  
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864  
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

